

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.074

処 分 名	長期優良住宅の変更認定
処 分 の 概 要	当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）が生じた場合は、国土交通省令の規定により、変更の承認申請を行い、所管行政庁の認定を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成20年法律第87号）第8条第1項
審 査 基 準	<p>変更の認定申請を行おうとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ添付図書のうち変更に係るものを添えて、所管行政庁に提出しなければなりません。</p> <p>なお、国土交通省令で定める軽微な変更とは、次に掲げる場合です。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更(2) 分譲事業者の長期優良住宅建築等計画は、譲受人の決定の予定時期の6月以内の変更(3) (1)、(2)のほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更
標準処理期間	7日～10日
設定年月日	平成21年6月4日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	<p>・ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/sumai/keikakunintei/index.html</p>

【根拠法令】

■長期優良住宅の普及に関する法律

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)

第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

【関係法令】

※◎長期優良住宅の普及に関する法律

(認定基準等)

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

五 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。

ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。

六 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

◎長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

(法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第七条 法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 法第五条第三項の長期優良住宅建築等計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請)

第八条 法第八条第一項の変更の認定を申請しようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付図書のうち変更に係るものを添えて、所管行政庁に提出するものとする。